

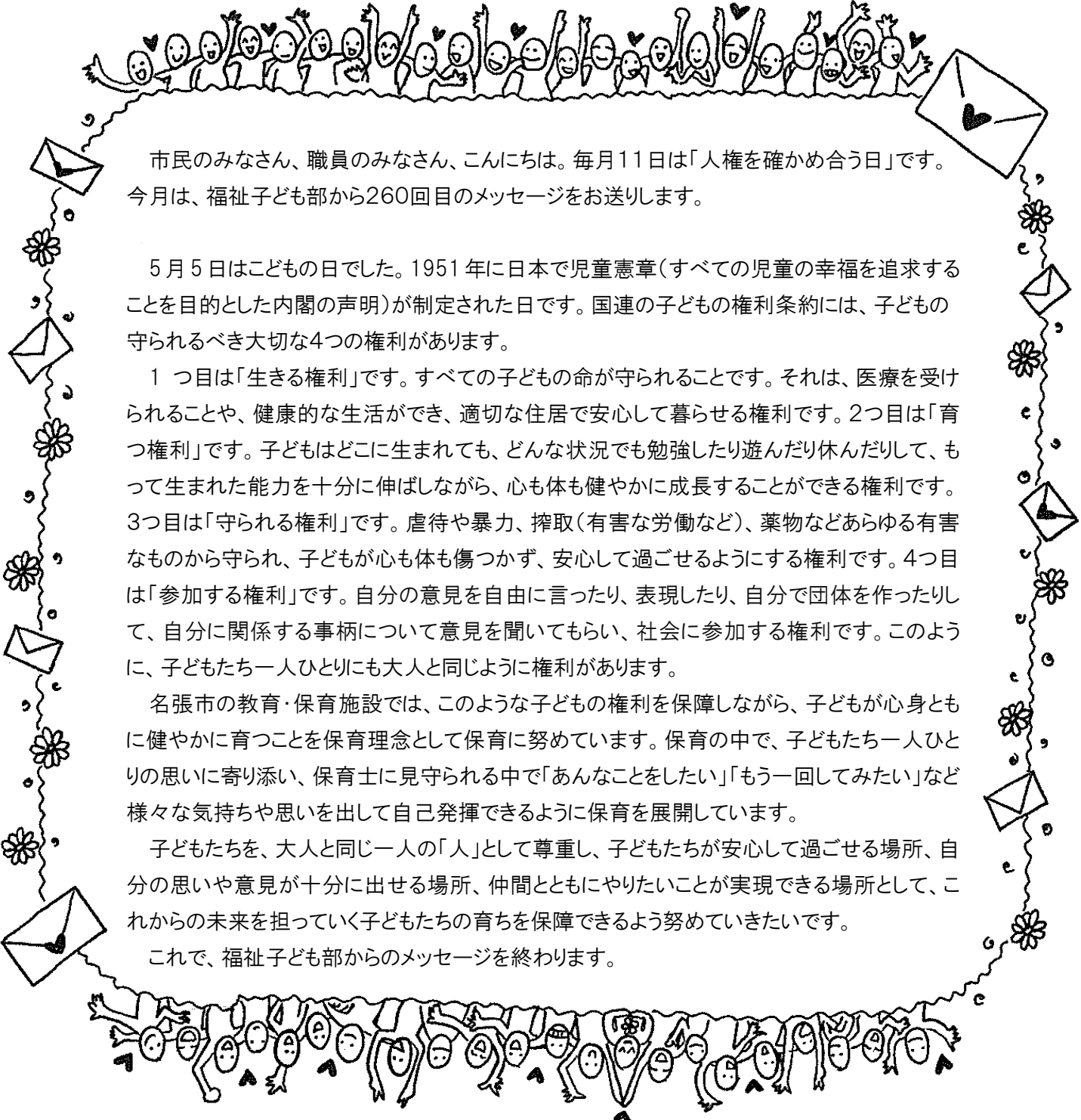
「人権を確かめあう日」リレーメッセージについて

市では、2004年8月11日から、毎月11日を「人権を確かめあう日」と定めています。

そして、このことを多くの人に知っていただき、人権への思いを深めていただくため、毎月11日に、庁内放送を利用して、リレー形式で各部局から人権に関するメッセージを朗読していただいています。今月のメッセージはこちらです。どうぞご覧下さい。

「人権を確かめあう日」リレーメッセージ No.260

2026.5.11 福祉子ども部



市民のみなさん、職員のみなさん、こんにちは。毎月11日は「人権を確かめあう日」です。今月は、福祉子ども部から260回目のメッセージをお送りします。

5月5日はこどもの日でした。1951年に日本で児童憲章(すべての児童の幸福を追求することを目的とした内閣の声明)が制定された日です。国連の子どもの権利条約には、子どもの守られるべき大切な4つの権利があります。

1つ目は「生きる権利」です。すべての子どもの命が守られることです。それは、医療を受けられることや、健康的な生活ができ、適切な住居で安心して暮らせる権利です。2つ目は「育つ権利」です。子どもはどこに生まれても、どんな状況でも勉強したり遊んだり休んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら、心も体も健やかに成長することができる権利です。3つ目は「守られる権利」です。虐待や暴力、搾取(有害な労働など)、薬物などあらゆる有害なものから守られ、子どもが心も体も傷つかず、安心して過ごせるようにする権利です。4つ目は「参加する権利」です。自分の意見を自由に言ったり、表現したり、自分で団体を作ったりして、自分に関係する事柄について意見を聞いてもらい、社会に参加する権利です。このように、子どもたち一人ひとりにも大人と同じように権利があります。

名張市の教育・保育施設では、このような子どもの権利を保障しながら、子どもが心身ともに健やかに育つことを保育理念として保育に努めています。保育の中で、子どもたち一人ひとりの思いに寄り添い、保育士に見守られる中で「あんなことをしたい」「もう一回してみたい」など様々な気持ちや思いを出して自己発揮できるように保育を展開しています。

子どもたちを、大人と同じ一人の「人」として尊重し、子どもたちが安心して過ごせる場所、自分の思いや意見が十分に出来る場所、仲間とともにやりたいことが実現できる場所として、これからの未来を担っていく子どもたちの育ちを保障できるよう努めていきたいです。

これで、福祉子ども部からのメッセージを終わります。